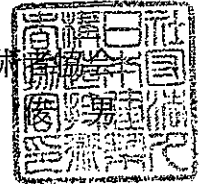


2007年5月31日

国土交通省 住宅局建築指導課長
水流 潤太郎 殿

社団法人 日本建築構造技術
会 長 大 越



建築基準法等改正の移行期間の取り扱いについて

6月20日以降、構造設計・監理に携わる者が改正法令の詳細な内容を熟知するまでの数ヶ月間は、法令解釈上の問題に限定し、確認申請図書の修正ないしは一部差し替えを認めるなどの経過措置を強く要望します

6月20日の改正建築基準法施行が1ヶ月近くに迫った5月18日、建築構造計算関連の告示が公布されました。これらの告示には、建築構造計算に関する検証式等が従前よりも詳しく規定されてはいるものの、構造計算を実際に行うために充分とは言いがたく、技術的助言及び技術基準解説書による法令解釈、背景説明及び補完が必要不可欠です。

しかしながら、改正建築基準法に対応した2007年版技術基準解説書の内容は、現在まだ検討中とのことであります。その主要部分は講習会資料・正誤表等により周知の努力がなされてはいるものの、必ずしも充分ではなく、周知徹底を図り得る、まとまった形での発行は7月にずれ込むことになりそうだと聞いております。

構造設計・監理に携わる者は、改正法令の内容を理解し、法令の意図する構造計算を正しく行う努力をするものと考えますが、技術基準解説書の発行がなされない状況で法令の意図するところを完全に理解し、完全無欠な設計図書を作成することは不可能です。特に6月20日の改正建築基準法施行日以降に建築確認申請がなされる構造計算適合性判定対象建物の多くが、今後発行される技術基準解説書における細目の変更や、改正法令の趣旨・内容の理解不足により不適合と判定される事が予想されます。不適合と判定された場合は、設計図書再検討後に、再度の建築確認申請が行われる事になり、構造設計のみならず、建築確認や適合性判定の業務量が予想を上回り、極めて大きな混乱を招くとともに、建築生産活動の遅延を招きかねないものと危惧されます。

法令解釈上の変更は、本来補正可能な事項として扱われるべきだと考えますが、特に期間を限定した柔軟な運用を強く要望します。

加えて以下の項目について早急にご検討いただきますよう、要望いたします。

1. 構造計算適合性判定において、明らかに品質向上となる指摘についての設計図書の修正等の扱い
本来のピアチェックは法令への適合性確認にとどまらず、品質向上にその目的があります。判定員からの品質向上を目的とした指摘に対し設計者が同意し、法令上も問題がない場合には、設計図書の修正等を認めるべきと考えます。
2. 6月20日以前に確認申請が終了した未着工物件の扱い
着工が6月20日以降となるものは新構造基準の適用が必要とされていますが、建築構造計算関連の告示がわずか一ヶ月前に提示され、技術基準解説書等も未提示の状態新しい基準に合わせた設計図書を作成することは不可能です。6月20日以前に着工した建築物と同等の取り扱いとし、既存不適格となることはやむをえないとしても違法建築とはならないよう配慮すべきと考えます。
3. 現行基準による建物の扱い
昭和56年の基準法改正とは異なり、今回の改正は抜本的なものではないと考えられますが、基本的には既存不適格扱いになると考えられます。この状況に対して社会に必要以上の不安や混乱をもたらすことのないよう、耐震診断済みの昭和56年以前の建築物の扱いも含め、改正法令適合とみなすための必要な検討事項などに関し、大きな方針をお示しいただきますようお願いいたします。

以上